

保存版

<平成 23 年度入学生用>

きらきら 仰木中

～新しく入学するみなさんへ～



大津市立仰木中学校

仰木中学校校歌

作詞：伊吹 勝蔵
監修：村田 昇
作曲：辻村 眞一

一、緑したたる 比叡の峰

仰ぐ朝日 さわやかに

ああ 青春の 意気新た

希望に燃える 学び舎は

仰木中学 我が学園

二、夕日に映える 比良の雪

眺める心 清らかに

ああ 永遠の 光り満ち

理想に輝く 学び舎は

仰木中学 我が校舎

三、世界をつなぐ 琵琶の湖

友と架けよう 愛の橋

ああ 深遠の 真理あり

未来を拓く 学び舎は

仰木中学 我が母校

校章と由来



バックは比叡山を表すとともに
仰木ということから木を仰ぐ姿を
デザイン化し、がっちりとスクラ
ムを組んだ若木（若人）を象徴さ
せることにより作成されている。



目 次

1	はじめに	P 1
2	仰木中の歴史	P 1
3	学校教育目標、めざす生徒像、求める学校像	P 2
4	中学校の学習	P 2～4
	＜資料＞通知票の見方と評価の仕方について	P 4
5	生徒会活動	P 5
	＜資料＞大津市立仰木中学校生徒会規約	P 6～8
6	部活動	P 9
7	平成23年度 主な行事予定	P 9
8	生活のきまり	P 10～11
	＜資料＞「携帯電話等による事故防止」についてのお願い	P 12
	＜資料＞器物(ガラス)破損について	P 13
	警察と学校の「連絡制度」について	P 13
9	入学のための諸準備について	P 14～15
10	保健室の対応について	P 16
11	保健関係の提出書類について	P 17～19
	＜資料＞日本スポーツ振興センター関係	P 20～22
12	学校諸経費について	P 23～24
13	学割証の発行について	P 25～26
14	緊急連絡等の携帯電話メールによる配信システムについて	P 27
15	就学援助費、特別支援教育就学奨励費について	P 28
16	教室配置図	P 29
17	仰木中学校校内記録一覧	P 30
18	諸届け様式 (1) 感染症に伴う欠席届	P 31
	〃 (2) 家庭と学校の連絡用紙	P 32
	〃 (3) ファックス連絡用紙	P 33
	〃 (4) 学校学生生徒旅客運賃割引証発行願	P 34
	校歌と校章の由来	

1 はじめに

新しく仰木中学校の生徒になられる皆さん、中学校への入学の日が2か月後に迫ってきました。

仰木中学校では現在、626名の生徒が豊かな自然と恵まれた施設と落ち着いた雰囲気の中で、日々学習や部活動に励んでいます。皆さんは、中学校の入学に向けて大きな希望とふくらむ期待、そしてちょっぴり不安な思いを持っていることでしょう。

小学校から中学校へ進学するということは、今までの子どもの世界から、いよいよ大人の世界へ一歩踏み出すという意味があります。それは心身の成長にともなって、責任も一段と強まってくるということです。また、小学校生活とは異なる点がたくさん出てきますので、新しい環境で学習する心の準備が必要になります。

この「きらきら仰木中～新しく入学するみなさんへ」の冊子は、中学校生活のことを少しでも理解し、不安が少なくなればという思いで作成しました。この2か月の間によく読んで、大きな希望と期待を胸に入学してくれることを心待ちにしています。

2 仰木中の歴史

- 平成 6年 現在地に新校舎完成、堅田中学校より発展分離。
生徒数は360名、11学級、教職員数23名でスタート
- 平成 7年 平成7～8年度滋賀県環境教育実践推進校
大津市特色ある学校づくり指定校
- 平成 8年 仰木の里東小学校開校に伴い、通学区域が拡大。
- 平成 9年 仰木学区、仰木の里学区に発展分離により、衣川が通学区域に。
- 平成11年 生徒数が683名、18学級となる。
8月校舎増築工事開始。翌年3月に工事完了。
- 平成13年 「桜」35本植樹
- 平成14年 サッカー部、県春季総体優勝
- 平成15年 科学部、市青少年育成市民会議より表彰
- 平成16年 数学・英語の少人数指導開始。
スクールカウンセラー配置。
学校環境衛生優良校を受賞。
- 平成17年 学校保健・安全の部において、優良校の表彰を受賞。
- 平成18年 国際協力中高生エッセイコンテスト2006の学校賞を受賞。
学校歯科保健の部において、努力賞を受賞。
- 平成20年 滋賀県小・中学生書道コンクールにおいて、努力学校賞を受賞。
- 平成21年 いのちと献血俳句コンテストで団体賞を受賞。
- 平成22年 サッカー部、近畿大会出場。
陸上競技部新設。
生徒数は626名(H22.12.15現在)
21学級(特別支援学級2学級含む)
1年生 7学級、2年生 6学級
3年生 6学級 教職員数 42名



3 学校教育目標

心豊かで主体的・意欲的に活動する生徒の育成に努め、
生き生きとした明るい学校の創造をめざす。

〈自主・自律・思いやり〉

めざす生徒像

- ☆ 確かな学力を身につけ、積極的に行動する生徒
- ☆ 豊かな心を持ち、互いに認めあい、励ましあう生徒
- ☆ 健やかな体を培い、たくましく、何事もやり抜く生徒

○求める学校像

- ・ 意欲を持って生活できる学校
- ・ 何事も切磋琢磨しあえる学校
- ・ 物事に挑戦できるはりのある学校
- ・ あたりまえのことが、あたりまえにできる学校
～時を守り、場を清め、礼を正す～

4 中学校の学習

(1) 心がまえ

中学校では、教科ごとに先生が変わるだけでなく、学習の進め方も教科によって違いがあります。学習の仕方を早く身につけることが大切です。

「中学校になったら頑張るぞ!」という意気込みがまず第一です。さらに、勉強は教えてもらうというのではなく、自分から進んで学習する態度が大切です。宿題だけでなく、予習・復習を自分で計画的に、意欲的に積み重ねていきましょう。あとは、毎日の学習を大切に、着実に努力していきましょう。

また、他の人をおいてきぼりにして、自分だけが良い成績をとろうという考えでなく、クラスのみならずとも、グループの仲間と助け合いながら、議論し合いながら互いに伸びようという心がけを持ち続けてほしいと思います。

(2) 教育課程

平成24年度より、新しい学習指導要領が完全実施されます。平成21年度より、その移行期間がスタートし、必修教科では数学や理科が時間増となり、道徳や学級活動、総合的な学習の時間は先行して新要領に基づいて実施しています。また、平成23年度

には、さらに理科が時間増となります。次に示す内容は、平成23年度の教育課程の予定です。ただし、少し変更が生じる場合もあります。

①年間授業時数（平成23年度）

学年	必修教科											選 択	総 合 的 な 学 習	合 計
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 家 庭	英 語	道 徳	学 級 活 動			
1年	140	105	<u>140</u>	105	45	45	90	70	105	35	35	<u>0</u>	<u>65</u>	980
2年	105	105	105	<u>140</u>	35	35	90	70	105	35	35	<u>44</u>	76	980
3年	105	85	<u>140</u>	140	35	35	90	35	105	35	35	70	70	980

*太字は、平成23年度から変わる部分です。 は、現行の指導要領よりす
でに変わった部分です。

②1年生の学期ごとの1週間あたりの時数（平成23年度）

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 体	技 家	英 語	道 徳	学 活	選 択	総 合	合 計
1学期	4	3	4	3	2	2	2	2	3	1	1	0	1	28
2学期	4	3	4	3	1	1	3	2	3	1	1	0	2	28
3学期	4	3	4	3	1	1	3	2	3	1	1	0	2	28

*学期ごとに時間割は変わります。

*「総合的な学習の時間」はまとめ取りとします。

③平成24年度教育課程(新学習指導要領完全実施)…中学2年時の教育課程

	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 体	技 家	英 語	道 徳	学 活	選 択	総 合	合 計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	0	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	0	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	0	70	1015

*太字は、平成24年度より変わるところです。

④総合的な学習の時間（仰木T I M E）

平成22年度の内容です。＜平成23年度分は現在検討中です＞

学年	1年	2年	3年
内 容	＊学びの基礎 ＊ふるさと体験学習 ＊環境学習 ＊文化祭の取り組み ＊障害者理解学習 ＊人権学習(身近な人権) ＊進路学習	＊職場体験学習 ＊文化祭の取り組み ＊人権学習 (日本が抱える人権課題) ＊社会環境学習 ＊進路学習	＊生命の学習 ＊社会環境学習 (社会環境学習のまとめ) ＊国際理解・人権学習 (世界が抱える人権課題) ＊進路学習 ＊総合的な学習の時間の まとめ

＜資料＞ 通知票の見方と評価の仕方について

(1) 通知票の見方

通知票は、毎学期に学校での学習や生活の状況等をお家の方に連絡するものです。

「学習の記録」欄だけにとらわれるのではなく、「行動の記録」「特別活動の記録」

「総合的な学習の時間(仰木T I M E)の記録」「出席の記録」欄もしっかり見て、学校生活をふりかえりましょう。

(2) 評価の仕方

通知票の評価のつけ方については、絶対評価で行っています。

絶対評価とは、生徒が「各教科の目標にどれだけ近づいたか」「学んだ内容がどれだけ身に付いたか」を見る達成度の評価です。①関心・意欲・態度②思考・判断③技能・表現④知識・理解の4つ(国語は5つ)の観点による評価が基本となります。中間や期末テストの点数だけでなく、ノート、レポート、作品、実技テストや授業の取り組みの様子を総合的に判断して評価をつけます。

① 観点別評価は、各教科の観点を基づいて下記の基準で評価をします。

A… 十分満足できると判断されるもの B… おおむね満足できると判断されるもの C… 努力を要すると判断されるもの

② 上記の観点別評価をまとめた教科の総括的な評価として、「評定」がつけられます。あらかじめ、目標に併せて下記の評価規準を定めています。

5… 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの 4… 十分満足できると判断されるもの 3… おおむね満足できると判断されるもの 2… 努力を要すると判断されるもの 1… 一層の努力を要すると判断されるもの
--

③ 選択教科(2, 3年生)では、下記の3段階で評価します。

A… 十分満足できると判断されるもの B… おおむね満足できると判断されるもの C… 努力を要すると判断されるもの

5 生徒会活動

(1) 生徒会活動とは

「生徒会」とは、仰木中学校の生徒全体をあらわす言葉です。ですから、生徒会活動とは、仰木中学校の生徒全体で取り組む活動です。その運営をするのが、生徒会長をはじめとする生徒会本部と執行委員の人たちです。通称「執行部」と呼ばれるメンバーが、生徒会行事・委員会活動等の企画・運営を担当します。

(2) 年間活動予定(平成22年度)

	月	おもな活動			おもな活動	
前 期	4	対面式・部活オリエンテーション	後 期	11	新旧役員の引継	
	5	学級討議		12	人権標語	
	6	生徒総会		1	体験入学の協力	
	7	球技大会		2	百人一首大会	
	8	夏休みボランティア		3	卒業式に向けて	
	9	文化祭				
	10	体育祭、生徒会役員選挙				

(3) 委員会活動

学級代表委員会と、9つの常置委員会（安全生活、ボランティア、環境、体育、保健、情報、図書、整美、文化）の10の委員会活動があります。毎月1回の委員会を中心にみんなが参加して、学校のために取り組みます。

(4) 各委員会の主な活動

学級代表	学級討議、学級の話し合い
安全生活	あいさつ運動、生活メッセージ作り
ボランティア	アルミ缶・ペットボトルキャップの回収
環境	花の植え替え、ゴミ拾い
体育	球技大会、ボール貸し出し
保健	衛生週間・風邪防止の取り組み、手洗い場の掃除
情報	昼の放送、体育祭の放送
図書	図書室の開館、書架の整理
整美	ピカピカウィーク、ワックスがけ・便所掃除
文化	合唱歌詞の掲示、百人一首の準備

大津市立仰木中学校生徒会規約 (2010年6月改定)

第1章 総則

第1条 本会は、仰木中学校生徒会(以下、本会という)と呼びます。

第2条 本会は、仰木中学校全生徒をもって構成し、事務局は仰木中学校におきます。

第3条 本会は、次のことがらを目的にします。

1. 学校生活を明朗かつ充実したものにする
2. 自治活動を通じて責任を分かち合い、生徒の団結と協調を図ること
3. よい校風を樹立し愛校心を高めること
4. 生徒ひとりひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いに認め合い、努力すること

第4条 本会は、その目的を達成するために、先生の適切な指導と助言、学校長の承認のもとに次の事業を行います。

1. 本会活動の進展及び運営
2. 学校行事への協力、参加
3. 本会各種委員会活動
4. 本会各種集会の開催
5. 学校内外の生活規律に関すること
6. 部活動への協力
7. その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 組織及び運営

第1節 組織

第5条 本会には、次の役員をおき、別表1の通り組織します。

1. 本部役員(会長、副会長、書記、事務局)、執行委員、専門委員
2. 学級代表委員
3. 選挙管理委員

第6条 本会の役員の任期は次の通りとします。

1. 学級より選出される役員は2期制とします。
前期 4月～10月、後期11月～3月
但し、特別委員会の任期は必要に応じて定められた定期間とします。
2. 本部役員・執行委員は役員選挙・執行委員決定後から、次期組織が決定するまでの1か年間とします。

第2節 総会

第7条 総会は本会最高の決議機関であり、次の事項について審議し議決をしなければなりません。

1. 本会の活動方針に関する事
2. 本会の会計に関する事

第8条 総会は次の事項について審議し議決をすることができます。

1. 役員への信任、及び不信任に関する事
2. 規約の改正に関する事
3. その他全体に関する重要な事

第9条 総会は、会長がその議題を明らかにして、招集します。

第10条 定期総会は、毎年1回、年度当初に開催します。

第11条 臨時総会は、次の事項に該当するとき開催されます。その議長は、出席者の同意を得て、会長が委嘱します。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 学級代表委員会が必要と認めたとき
3. 全会員の五分の一が、署名をもって要求したとき

第12条 総会の定足数は、全会員の三分の二以上とし、その議決は、出席者の三分の二以上の賛成をもって可決します。

第3節 学級代表委員会

第13条 学級代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次の事項について審議し議決することができます。

1. 執行委員会からの提出事項
2. 学年及び、学級からの提出事項
3. 総会により付託された事項
4. その他必要な事項

第14条 学級代表委員会は、各学級において選出された、男女各1名の学級代表委員によって構成します。

第15条 学級代表委員会の招集は会長が行います。

第16条 学級代表委員会は必要に応じ、会長・副会長・書記・事務局・執行委員、及び議案提案者を呼んで、説明を求めることができます。

第17条 学級代表委員会は、その構成員の三分の二以上をもって定足数とし、出席者の三分の二以上賛成を得て可決できます。

第18条 学級代表委員会の書記は、本部役員会の中の、担当する2名がこれにあたります。

第4節 本部役員(会長・副会長・書記・事務局)

第19条 会長は、副会長・書記・事務局とともに本部役員会を組織し、また本会を代表し、本会の運営の中心となります。

第20条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、その仕事を代って行います。

第21条 書記は、本部役員会や執行委員会等の会議の記録・進行等を行います。

第22条 事務局は、本部役員会の運営を補佐します。

第23条 会長は候補者中より、投票によって、1名選出します。副会長・書記・事務局は候補者中より1名は高学年、1名は低学年からそれぞれ投票により選出します。

第5節 執行委員会

第24条 執行委員会は、本会の諸事業について、企画・立案・執行の仕事をするとともに、共同して、専門委員会などの活動が活発になるためにはたらきます。

第25条 執行委員会は、会長より委嘱をうけた執行委員と、会長・副会長・書記・事務局によって構成し、その長は会長があたります。

第6節 専門委員会

第26条 専門委員会は、それぞれの分野で、本会の目的を達成するため、事業を行う機関として、学級代表委員会の決定により設置します。

第27条 専門委員会の種類は年度を通して設置する常置委員会と、必要に応じ一定期間だけ設置する特別委員会の2種類とします。

第28条 常置委員会は、各学級代表と担当の執行委員から構成し、その長は執行委員がこれにあたります。

第29条 特別委員会は、各学級代表と執行委員数人、及び会長より委嘱された者をもって構成し、その長は会長が任命します。

第7節 その他の委員会等

第30条 本部役員を決定するための選挙は選挙管理委員会が司ります。

第31条 選挙管理委員会は、各学級代表により構成し、役員を選出のための選挙管理、及び諸署名の審査

を任務とします。その長は、構成員の話し合いによって決め、その招集はその長が行うものとしますが、長不在の時は会長が行います。

第32条 本会の中に、次の組織をおきます。

1. 学年委員会は、学年に関する事業等を企画・執行するとともに学級間の連絡調整を行います。
2. 部活動代表会は、各部活動の連絡調整を行います。

第3章 会計

第33条 本会の資産は次のものからなります。

1. 諸帳簿
2. 会費
3. 事業から生じる収入
4. 寄附金品、並びに補助金品
5. その他の収入及び生徒会の備品

第34条 本会の経費は第33条各項より生じる金品によりまかないます。

第35条 本会の予算は、毎年度当初、執行委員の提案により、総会で決定します。

第36条 本会の決算は、翌年度当初の総会に提出し、承認をうけなければなりません。

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月末日までとします。

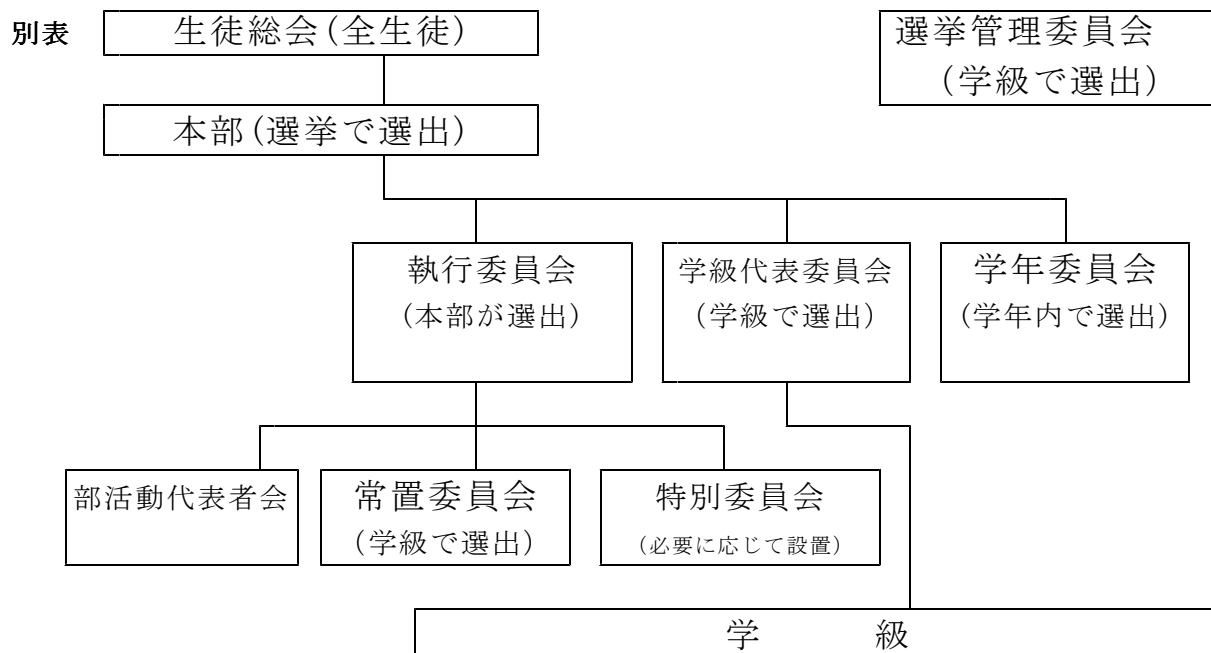
第4章 補則

第38条 この規約は、学級代表委員会で審議の上、総会の議決をもって改正することができます。

第39条 本会の象徴として、別表2の生徒会旗を使用します。

付 則

2010年6月4日全面改定 2010年11月1日施行



6 部活動

放課後を活動の時間とし、希望により入部でき、そこでは同じ目標を持った人たちがいっしょになって活動します。技（わざ）をみがき、親睦を深める中で、心身をきたえる活動です。積極的に部活動をすることは、中学校生活をよりよいものにするうえで、大変望ましいことです。以下、平成22年度設置されている部活動です。

文化部（男女） 吹奏楽部，美術部，科学部

運動部（男女） バドミントン部，バレーボール部，水泳部

バスケットボール部，ソフトテニス部，陸上競技部

（男のみ） 野球部

サッカー部

（女のみ） ソフトボール部



7 平成23年度 主な行事予定（1年生関係）

月	行 事	
4月	8月中旬	入学式 身体計測 部活オリエンテーション
	24-26下旬	ふるさと体験学習(葛川) 家庭訪問
5月	上旬	家庭訪問
	中旬	授業参観
6月	19-20	中体連春季大会
	中旬	生徒総会
7月	中旬	琵琶湖環境学習 部活保護者会 教育相談(6~7月)
	上旬	1学期期末テスト
8月	15	保護者懇談会
	20	終業式
	21~	夏季休業
	21-22	中体連夏季大会(市)
	28-29	〃(県)
8月		補充・質問教室 生徒会リーダー研修会

月	行 事	
9月	1	始業式
	上旬	夏休み課題テスト
10月	下旬	文化祭 授業参観
	上旬	体育祭
	21	教育相談(10月~12月)
11月	下旬	中体連秋季大会
	上旬	生徒会役員選挙 2学期中間テスト
12月	上旬	市駅伝大会
	15-21	2学期期末テスト
1月	22	保護者懇談会
	10	終業式
2月	上旬	始業式
	上旬	実力テスト 教育相談(希望制) 授業参観
3月	上旬	3学期期末テスト
	中旬	卒業式
	23	修了式

8 生活のきまり

仰木中学校の生徒としての誇りをもち、明るく健康で安全な学校生活をするために、この規則をしっかりと守りましょう。

(1) **みなり** — 中学生らしい、清楚な服装や頭髪、みなりで過ごそう。

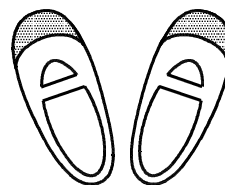
① 服装

- ・指定のブレザー・ズボン・スカート、白のポロシャツを季節に合わせて着用しよう。また、冬季の防寒用衣類として、セーターやトレーナー、カーディガン等は、ブレザーの下に着込むようにして着用しよう。
- ・学校敷地内では、胸に名札をつけよう。
- ・コートやウィンドブレーカー等、登下校時の防寒着は機能的なものを着用しよう。
- ・靴下、ハイソックスを着用しよう。

② 靴

- ・通学用の靴は、運動靴とします。
- ・上靴、体育館シューズは学校指定のものとし、併用は禁止します。
- ・体育館シューズは袋に入れよう。

* 必ず、フルネームで名前の記入をお願いします。



(2) **所持品**

- ・4月当初に発行される身分証明書を携行しよう。
- ・貴重品は持ってこないようにしよう。
- ・金銭は持参しない。やむを得ず持参した時は、朝、学級担任の先生に預けておこう。
- ・学習に不必要なものは持ってこない。
(時計、カメラ、玩具・ゲーム類、マンガ・雑誌・携帯電話など)

(3) **通学**

- ・交通ルールを守り、通学路にしたがって安全に通学しよう。
*不審者(車)対応指導を入学後すぐ実施しています。

(4) **日課・登校・下校**

- ・8時30分には教室に入ろう。(10分前登校を心がけよう)
- ・下校時刻には、立ち話や寄り道などをせず直ちに帰宅しよう。

下校時刻

日課表

朝読書	8:30 - 8:40
朝の会	8:40 - 8:45
一校時	8:50 - 9:40
二校時	9:50 - 10:40
三校時	10:50 - 11:40
四校時	11:50 - 12:40
昼食	12:40 - 13:25
五校時	13:30 - 14:20
六校時	14:30 - 15:20
帰りの会	15:25 - 15:35
清掃	15:35 - 15:50

時 期	曜 日	完全下校時刻
4月～ 7月	月～金	18:00
9月～10月(秋季大会まで)	月～金	17:30
11月～ 1月	月～金	17:00
2月～ 3月	月～金	17:30
長期休業、午前中日課		16:40
一般下校時刻	月～金	16:30

*下校時刻の表は大まかなものです。より詳しい下校時刻はその都度、通信やホームページで連絡をします。

*部活動の早朝練習や延長練習はありません。

*先生の全体会議の時は、部活動はありません。

*休日(土・日・祝)の部活動については、各部の顧問より事前に連絡があります。

(5) 外出

- ・登校後、校地外に出ることは禁止します。

(6) 諸届け

- ・病気その他やむを得ない理由で欠席する場合は、必ず保護者の方が学校へ連絡してください。（8：00～8：20の間でお願いします。20分より職員打ち合わせが始まります。その時間帯は電話の対応が出来ません。）
- ・遅刻、早退、見学などの場合には届出用紙に事由を記入し、保護者印を得て、担任の先生に渡してください。
- ・上記の届け(欠席、遅刻、早退、見学)は、ファックスでも受け付けています。（7：00～8：10の間でお願いします）
- ・転学される場合、保護者の方が担任の先生に申し出て在学証明書などの交付を受け、手続きをとってください。
- ・交通機関を利用して通学される場合、通学定期の購入には通学証明書が必要です。身分証明書を持って事務室に申し出てください。
- ・学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の必要な場合は、「学割証発行願」に記入、押印し、事務室または担任まで提出ください。（詳しくは、P25参照）
- ・生徒の忌引きの日数は、次の通りです。

亡くなられた方	父母	祖父母	兄弟姉妹	おじ・おば
日数	7日	3日	3日	1日

(7) 昼食

- ・昼食はお弁当を用意してください。
- ・お弁当が用意できない場合は、学校でパン販売を行っています。
パン3個と牛乳又はコーヒー牛乳 セットで430円です。（H22年度）
- ・お茶は、昼食時に学校が用意しています。昼食時以外や、部活動時のお茶やスポーツドリンクはご家庭で準備してください。

(8) その他

- ・校舎内では、走ったり暴れたりせず、安全に学校生活を送ろう。ささいなふざけ合いから、ガラスを割ってしまうといった事故が起きています。
- ・学区外へ出る時は、中学生らしい服装で身分証明書を必ず所持してください。紛失又は破損した場合は、直ちに担任の先生に申し出てください。
- ・アルバイトは原則として禁止します。
- ・中学校でも不審者情報や学級閉鎖等の緊急連絡を大津市のメール配信システムを利用して行っています。4月に登録の案内文書(方法等)を配布しますので、是非登録をお願いします。（詳しくはP27参照）

<保護者向け資料>

「携帯電話等による事故防止」についてのお願い

ここ数年、県内では携帯電話をめぐるトラブルや事件に巻き込まれるケースが多発しています。本校でも携帯電話からの迷惑メールやブログ、プロフィールファイルへの書き込みなどで、トラブルも起きています。また、トラブルとしては表に出てきていないけれど、保護者の気づかない中で、思わぬ範囲まで交友関係が広まっていることもあります。さらに、出会い系サイトを含む有害サイトへのアクセスが可能な状態の携帯電話を保持している生徒がいることも現状です。

上記のことから、次の点でのご協力をお願いします。

- ◎ 義務教育期間中、保護者の皆様には、お子さんが自由に活用できる携帯電話をできる限り持たせないでください。

【既にお子さんが携帯電話を所持されている場合】

- ◎ 携帯電話の使用は便利である反面、事件に巻き込まれる危険性があることを伝えてください。また、必ずフィルタリングサービスをご活用ください。
- ◎ 学校には、携帯電話を持たせないでください。保護者からの緊急の連絡は学校で受け付け、お子さんに連絡します。また、お子さんからの家庭への連絡は学校に設置している公衆電話を利用させてください。
- ◎ お子さんがネット上で、個人のホームページ、ブログ、プロフィールファイルを開設しているかをご確認ください。掲示板への書き込みや個人情報の流失からトラブルや事件に巻き込まれる危険を多く含んでいます。可能な限りで、それらの閉鎖をお願いします。また、新たに開設させないようにしてください。
- ◎ 万一、お子さんが被害にあったことがわかったときは、直ちに学校、警察に届け出てください。

仰木中学校では、1年から3年まで各学年の状況に応じて系統立てて毎年「**情報モラル学習**」を実施しています。また、保護者の皆様にも参観していただいています。今後とも、学校とご家庭が協力しながら、生徒への指導を深めていきたいと考えています。

<保護者向け資料>

器物(ガラス)等の破損について

学校の器物(ガラス)等の破損につきまして、大津市からは補修について一定の配慮していただいております。しかし、限度もあり、また公共物を大切にす意識の高揚の一助として、過失が認められた場合、弁済措置をとらせていただいております。

万一、お子さんが器物(ガラス)等を破損された場合、本人から事情を聞きとり、指導するとともに紙面でもってお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、毎年、校舎内外でのふざけ合いなどが原因でガラス破損が起こり、高額のガラス(数万円)の実費弁償をお願いしています。保護者の皆様には大変大きな負担となることから、物損保証の保険に加入しておいていただくことをお勧めします。(4月に学校から滋賀県PTA連絡協議会の24時間総合保障制度の案内をします。)

警察と学校との「連絡制度」について

児童生徒の健全育成について努力しているところですが、複雑多様化している非行問題への対応が学校のみならず、社会全体で、重要かつ緊急の課題となっております。特に、携帯電話の普及等に伴う、学校の枠を超えた交友関係や活動範囲の広域化は、学校のみで把握できる範囲を遥かに超えた問題行動・犯罪行為につながっております。しかし、把握できないことを理由に目をつむってしまうことは、児童生徒の健全育成につながらないばかりでなく、規範意識の低下、「分からなければ何をしてもよい」といった意識を生み出すことにつながってしまうおそれもあります。

このことから、教育委員会および学校は、下記のような内容の「連絡制度」をとっています。この制度に基づき、滋賀県警は、平成15年(2003年)1月1日から警察が取り扱った県下全ての小中学校、高等学校等の児童生徒の問題行動につきまして、学校へ連絡することとなりました。本校としても、この制度による情報について内容を確認の上、生徒の健全育成を目指し、他の問題行動の場合と同様に特別指導も含めた指導をしていきたいと考えております。

つきましては、この制度の趣旨をご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

1. 目的 児童生徒の健全育成、再犯防止

2. 連絡対象となる問題行動

警察が、問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要と認めているもので、次に該当するものを対象とする。

- ・逮捕したり「中央子ども家庭相談センター」へ通告した場合
- ・補導などによる、度重なる指導でも改善がみられない場合や、グループによるものなど、学校との連携による指導が適切と認められる場合

3. 指導方法

連絡内容について本人(保護者)から確認した上で、従来の学校で把握していた問題行動の場合と同様に校則に照らし合わせて指導する。

9 入学のための諸準備について

(1) 教科書等について

- ・教科書は入学後配布します。(無償です)
- ・授業で使うノートや辞書、その他学習に必要なものについては、入学後各教科の先生から連絡します。急いで買わないようにしてください。

*紛失した場合

扶桑〔ふそう〕書店(アルプラザ堅田2階 TEL 573-3746)で、直接購入してください。(有料となります)

(2) 通学服について

通学服は「8生活のきまり」のページ(P10参照)に詳しく書いてあります。入学式までに準備しておいてください。

(3) 上靴・体育館シューズ・体操服について

指定のものを入学式までに準備しておいてください。

なお、体操服はブルージャージ上下、夏は半袖白トレシャツとクォーターパンツを着用します。

*通学服・上靴・体育館シューズ・体操服は下記の店で購入できます。

【通学服・体操服】

*ブルージャージ上下は刺繍でネームが入ります。

(ブルージャージは、二学期の授業に間に合うように準備してください)

★まるたや(本堅田三丁目)	573-0020
★古手吉(本堅田二丁目)	572-0025
★北国屋(アルプラザ堅田)	573-0016
★ヴァンサンカン(仰木町レークピア北口)	574-0869
★さいとうスポーツ(本堅田二丁目)	572-0319

*体操服のみ取り扱っていただいています。

【上靴・体育館シューズ】

★シューズショップ サカイ(アルプラザ堅田2階) 573-3789

(4) 保健関係・学校諸費の書類(茶封筒に入っています)をもれなく記入して持参ください。(4/9に提出願います。)

価格一覧表

通学服関係

	品名	サイズ	単価(円)
男	ブレザー	A 体	24,150
		B 体	25,305
	子	スラックス	w 61~82
w 85~100			14,070
w 105~			14,700
子	夏スラックス	w 61~82	12,180
		w 85~100	13,230
		w 105~	13,755
女	ブレザー	A 体	21,630
		B 体	21,630
	子	スカート	w 54~66
w 69~			15,225
子	夏スカート	w 54~66	13,125
		w 69~75	14,280
		w 78~	14,910
共通	ベスト	S~LL EL	6,048 6,289

※ ボタン 大=¥179 小=¥158

* 白のポロシャツについては、各取引店で従来のポロシャツ(校章なし)が、長袖 3,360円、半袖 3,150円で、また各店で1,900~2,500円程度の商品がおかれています。(消費税が含まれた価格です。)

体操服関係(男女共通)

品名	サイズ	単価(円)
ブルージャージ上	~3L	5,690
ブルージャージ下	~3L	4,670
白半袖トレシャツ	~3L	2,980
クォーターパンツ	~3L	2,420

* ブルージャージ上下、クォーターパンツには個人ネーム刺繍入り

上靴、体育館シューズ関係

上靴・・・1,395円 体育館シューズ・・・2,800円

10 保健室の対応について

保健室は、校内の保健センター的役割を担っており、健康診断・健康相談・救急処置などを行います。緊急時、確実に連絡がとれるよう緊急連絡カードの記入をお願いします。

(1) けがが発生した場合

○応急処置

1. 保護者に連絡をとり、受診する病院を決めます。
 2. 万が一、緊急を要する時に連絡がつかない場合は、緊急連絡カードに記入のあるかかりつけ医療機関・校医または、受診可能な医療機関に搬送します。
 3. 保険証、治療費が必要になりますので、医療機関までご持参ください。
- ※けがなどの応急処置は行いますが、継続的な処置・治療は行いませんのでご理解ください。

(2) 体調が悪くなった場合

○休養の基準

1. 休養することによって、回復が期待できる場合は、休養し経過を観察します。
2. 休養は原則1時間(50分)を限度とします。
3. 保健室では、内服薬を提供しません。

○早退の基準

処置基準	体温
教室で授業を継続する	37.0℃以下
保健室にて休養(経過観察)	37.0～37.5℃
早退する	37.5℃以上

※上記の基準に達していない場合でも、随伴症状(呼吸の乱れ・嘔吐・発汗・脱力等)が強くみられる場合などは早退または、医療機関に搬送します。状態によっては、救急車を要請します。

※生徒を早退させる場合、保護者へ連絡後早退となります。状況によっては保護者が家庭に不在の場合でも早退させ、家庭で休養させることがあります。不在時の場合の対応についてお子さんとお話ししておいてください。症状が重い場合は、お迎えをお願いします。

(3) 健康相談

1. 健康相談は、保健室に来室した機会を利用し実施しています。
基本的に休み時間(昼休み等)・放課後に実施します。
2. 保健室の健康相談では、心や体の悩みを聞いています。子どもたちの場合、自分の気持ちを十分に話すことができずに、ストレスが身体症状になって現れる事があります。特に不登校の初期には、身体的な症状がよく見られ、保健室を利用する場合があります。
3. 保健室は教室と異なる空間で、緊張をほぐし情緒の安定を図る機能を持っています。まず、生徒の気持ちを落ち着かせることから始めます。そのことによって、ゆっくりと自分の気持ちを話すことができ、課題に気がつき、解決の手だてにつながります。

中学校生活を充実したものにするためには、心身が健康な状態であることが前提です。そのためにも、一人ひとりにあった健康管理、保健指導に努めていきたいと考えています。健康面について、疑問に思うことや気にかかることなどがございましたら、学校までご連絡ください。

11 保健関係の提出書類について

年度当初に、健康診断に必要な書類やスポーツ振興センターへの加入手続きなど保健関係書類の記入と提出をお願いしています。重複する場合もごさいますが、記入例を参考に記入ください。

① 緊急連絡カード (記入例①)

学校での救急体制(連絡)の手だてとして使用します。保護者の連絡先やかかりつけ医師、病院を明確にしておくことで、事故発生時によりスムーズな救急体制をとることができます。年度途中に変更がある場合は担任を通じてご連絡ください。

② 保健調査票 (縦細長：記入例②)

この保健調査票は、生徒の健康状態を把握し、健康管理・保健指導に役立てるものです。中学校3年間を通して使用します。健康状態で気になることなど記入してください。

③ 日本スポーツ振興センター加入同意書 (A4：記入例③) ※通学路経路は赤色で記入

学校管理下で生徒が災害にあった場合、その治療費やお見舞い金が給付される制度です。詳しいシステムや掛金については、P. 20をご覧ください。

④ 心臓検診票 (横長)

学校で実施する心電図検査に使用します。心電図検査に係わって医師が判定するために使用するものですので、保護者が正確に記入してください。記入者欄には、ご記入された方の名前をご記入ください。また、身長・体重の欄は4月の身体測定の結果を記入しますので、空欄のままご提出ください。

⑤ アレルギー疾患調査票 (A4)

どのようなアレルギーを持っているのか、学校生活を送るうえで配慮を必要とするかどうかを記入していただきます。

《記入例①:緊急連絡カード》

ふりがな		おおぎ いちろう		1組 1番		組 番		組 番	
生徒氏名		仰 木 一 郎		保護者名		仰 木 太 郎			
生年月日		平成 10 年 8 月 7 日		緊急連絡先	(父) 090-9999-9999				
住 所		大津市仰木里五丁目1-1			(母) 080-8888-8888				
電話番号(自宅)		077-574-3204			(祖父) 572-0000				
保険証 (有・無)		(有) ・ 無)			(母勤務先 ○○屋) 543-1111				
☆受診時留意点 (薬物アレルギー等)				かかりつけの医師名 病院名	(父勤務先 ■■店) 321-0000				
・生卵、そばアレルギー					外科 ●○整形外科		TEL 555-0000		
・薬(セフゾン)アレルギー					内科 ◇△診療所		TEL 555-0001		
・QT延長					歯科 ■▲歯科医院		TEL 555-0002		
・貧血をよく起こします					眼科 □□眼科		TEL 555-0003		
				耳鼻科 ■◇耳鼻咽喉科		TEL 555-0004			

《記入例②:保健調査票》

1 既往症 1 次の病気にかかったことのある人は、その番号に○をつけ、かかった年を記入してください。		氏名 <input type="text"/>				
1 脳炎または髄膜炎	オ	2 心臓病	オ	3 川崎病	オ	
4 腎臓病	オ	5 肝臓病	オ	6 糖尿病	オ	
7 小児瘧疾または 熱帯熱	オ	8 ぜんそく	オ	9 けいれん発作	オ	
10 虫歯	オ	11 麻疹(はしか)	オ	12 風しん(三日ばしか)	オ	
13 流行性耳下腺炎 (おたふくまぜ)	オ	14 水痘 (みずぼうそう)	オ	15 百日咳	オ	
16 生まれた時の状態	安産・難産		出生時の体重		g	
17 その他()						
2 アレルギーをおこす食物・薬等がありますか。ある場合は毎年、具体的に記入してください。						
1年		2年		3年		
ある・ない		ある・ない		ある・ない		
ある・ない どちらかに ○を記入						
2 予防接種歴 接種年および該当するものに○を記入してください。						
1	2	3	4	5	6	7
ナベリン反応	BCG	麻疹 (はしか)	風しん (三日ばしか)	麻疹風しん 混合ワクチン	日本脳炎	三種混合 ワクチン
平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
+	-	+	-	+	-	+
受けていない	受けていない	受けていない	受けていない	受けていない	受けていない	受けていない
3 内科 次の中であてはまるものがあれば学年のところに○をつけてください。						
1	2	3	4	5	6	7
1 あてはまる症状はない						
2 じんましんやしっしんが出やすい						
3 アトピー性皮膚炎がある						
4 ぜんそく発作をおこすことがある						
5 よく頭痛がする						
6 少し走ったり運動すると息苦しく、どうきがる						
7 めまいや立ちくらみをおこしたことがある						
8 ひきつけやけいれんをおこしたことがある						
9 微熱がたり、寝汗をかくことがある						
10 朝、からだがだるく起きづらい						
11 よく腹痛をおこす						
12 下痢をしやすい						
13 便秘をしやすい						
◆ 生理がある						
◆ 平常時の体温を記入してください。(℃)						
生理については女子のみ 平熱を記入						
4 耳・鼻・のど 次の中であてはまるものがあれば学年のところに○をつけてください。						
	1年	2年	3年			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
その他、今までにかかった耳・鼻・のどの病気や手術をうけたものを記入してください。()オ						
5 目 次の中であてはまるものがあれば学年のところに○をつけてください。						
	1年	2年	3年			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
その他、今までにかかった目の病気や手術をうけたものを記入してください。()オ						
6 健康状態の経過 その他、お子さんのことで相談したいことや連絡したいことなどありましたら記入してください。(医師にかかった大きな病気やけが、現在も定期的に通院中の人は、その内容、また現在常用している薬等についても記入してください。)						
1年						
2年						
3年						

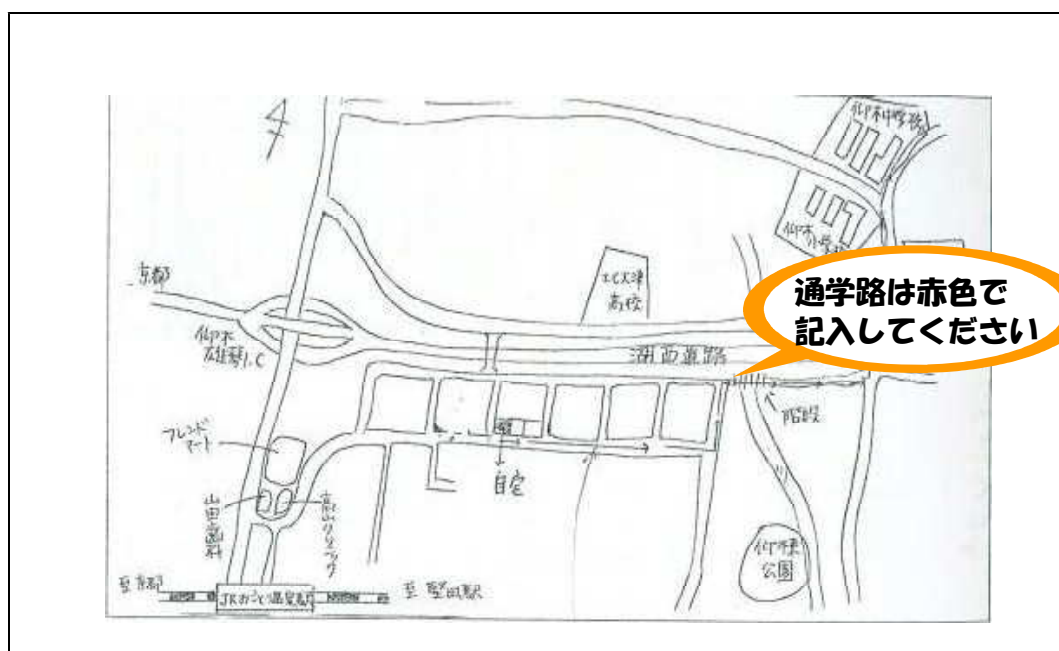
②・③・④ の項目につきましては、あてはまるものに○を記入してください。

あてはまる症状がない場合、各項目1「あてはまる症状はない」の欄に○をご記入ください。

《記入例③：日本スポーツ振興センター加入同意書》

<h1>同 意 書</h1>	
大津市教育委員会 様	大津市立 <u>仰木中</u> 学校
	<u>1 年 1 組 氏名 仰木 一郎</u>
貴教育委員会が、独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記生徒が加入することに同意いたします。	
平成 23 年 4 月 1 日	
保護者又は後見人氏名	<u>仰木 太郎</u> ①
	押印してください

登・下校略図 (1 年 1 組 氏名 仰木 一郎)



上の欄にお子さまが毎日通学される道をわかりやすく書いてください。
ご記入になった道での登・下校時の事故には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられます。

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所(以下「学校」という。)の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児(以下、「児童生徒等」という。)の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります
- 全国の学校で児童生徒等総数の約97%に当たる1,748万人(平成21年度)が加入しています

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、幼稚園での保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合1,400万円〕
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円〔通学(園)中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- ※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- ※2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ※8 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ※9 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

加入手続きと共済掛金の額

災害共済給付への加入は、学校が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

◎平成22年度 共済掛金の額 (児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校	全日制	1,840 (920)
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校	1,880 (940)	—
幼稚園	270 (135)	—
保育所	350 (175)	40 (20)

※ ()内は沖縄県における共済掛金額です。

※ 共済掛金のうち、義務教育諸学校では4割から6割を、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※ 災害共済給付契約に免責の特約をした場合は、左表の額に1人当たり25円(高等学校通信制は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。(免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担)。

給付を受けるための手続き

<例> 学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき【医療費の請求】

(1) 学校において、災害の発生状況等を証明する「災害報告書」を作成します。

保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り(ホームページからもダウンロードできます)、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。 ※

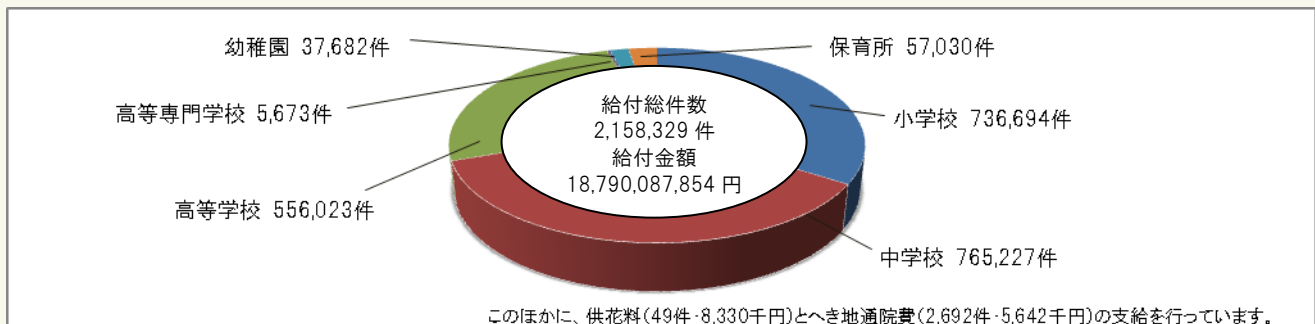
(2) 設置者は、(1)の書類を含む請求に必要な書類を、独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ提出します。

(3) センター各支所において審査の上、給付金額を決定し、設置者を通じて保護者へお支払いします。

※ その場ですぐに書いていただけないこともあります。医師などの都合を確認してからお願いするようにしてください。

このように、請求・給付の手続きは、学校・学校設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校の指示を受けて必要書類を揃えたり、治療の経過を随時報告したりするなど、学校との密な連携をお願いします。

平成20年度 災害共済給付の支給件数 (医療費・障害・死亡見舞金 計)



災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。この「制度のお知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。



独立行政法人日本スポーツ振興センター [NAASH]

■災害共済給付制度全般の運営に関すること : 学校安全部災害共済課 (<http://www.naash.go.jp/kyosai/>) TEL 03-5410-9164

■給付金の請求及び支払に関すること : 下記の担当支所 (<http://www.naash.go.jp/branch/>)

仙台支所	(宮城県、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県) 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台句当台南ビル8階	TEL 022-716-2106
東京支所	(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県) 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町10-1 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部庁舎3階	TEL 03-5410-9165
名古屋支所	(愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県) 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル16階	TEL 052-533-7821
大阪支所	(大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階	TEL 06-6456-3601
広島支所	(広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 〒730-0011 広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階	TEL 082-511-2822
福岡支所	(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) 〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階	TEL 092-738-8720

□NAASH 学校安全部では、災害共済給付制度を活用し、学校災害減少を目的とした学校安全支援業務も実施しています。

学校安全支援ホームページから、災害事例や事故対策等の情報をお役立てください。 (<http://www.naash.go.jp/kenko/>)

※ NAASH ホームページは平成22年春にリニューアル予定です(URLが変更となりますのでご注意ください)。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

大津市教育委員会

ご入学おめでとうございます。

大津市教育委員会では大津市立仰木中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、当教育委員会は、漏れなく加入に同意されることを希望します。加入に同意くださる方は、別紙の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには、十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成23年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎等法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ①授業中（特別活動中を含む）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学（登下校）中
- ⑤寄宿舍にあるとき

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

- ① 医療費 医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）

ただし、高額療養の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

- ② 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。
(通学中の場合は1,885万円から41万円)
- ③ 死亡見舞金 2,800万円が給付されます。（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）
(※見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病について医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例えば、障害者自立支援法の自立支援医療）等を受けたときは、その受けた価格の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4 共済掛金（年額）

保護者等負担額 5,522円（大津市教育委員会負担額 3,688円）

※ 負担金額は年額です。

*これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

12 学校諸経費について ～保護者に負担していただくお金～

本校では、学校諸経費として学年費、PTA会費、部活動援助費、生徒会費、用紙費、環境整備費を金融機関口座振替にて集金しています。金額は各学年とも毎月3000円～3500円程度で、2か月分ずつの引き落としとなります。詳細は新年度の集金の予算により4月中旬頃に別途連絡させていただきます。

☆諸費の振替日（2か月分を集金）

<平成23年度>

	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
振替日	5月6日	7月5日	9月5日	11月7日	1月5日	2月10日
予備日	5月25日	7月25日	9月26日	11月25日	1月25日	2月27日

* PTA会費・・・兄弟姉妹のある場合は兄弟の学年で徴収させていただきます。

* 引落手数料（銀行側に支払い）・・・学校諸経費の金額に加えて1回につき10円手数料がかかりますのでご了承ください。

* 修学旅行積立・・・別途徴収ですのでご了承願います。

口座振替までの手続き

(1) 指定銀行で口座を開設してください。

（指定銀行に口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください）

* 指定銀行：滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都信用金庫、レーク大津農業協同組合

(2) 「学費等預金口座振替依頼書」「預金口座振替申込書」に必要事項を記入・押印の上、銀行窓口へ提出し、口座の確認を受けてください。

(3) 返却された「預金口座振替申込書」（右半分）を学校へ提出してください。

「学費等預金口座振替依頼書」「預金口座申込書」の記入上の注意事項

(1) 「預金者名（口座名義）」は、保護者のものとしてください。

(2) 「預金者名（口座名義）」「フリガナ」「金融機関名」「支店名」「預金種目・口座番号」は通帳をよくご確認のうえ、はっきり記入してください。

(3) 預金者名（口座名義）右横の「お届け印」はこの預金口座の金融機関への届出印をはっきりと押してください。

(4) 訂正する場合は二重線を引いて、金融機関の届出印を押してください。

(5) 「預金口座申込書」に登録口座に関する質問事項があります。

仰木中学校区内の小学校（仰木小・仰木の里小・仰木の里東小）から入学される方は、小学校名に○をつけ、6年生の組・番号を記入の上、質問事項にお答えください。

《 記入例 》


学費等預金口座振替依頼書

平成 22 年 3 月 3 日

(取扱金融機関)

滋賀銀行・関西アーバン銀行・京都信用金庫・JAレーク大津 御中

私が、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

学校名	大津市立仰木中学校		金融機関のお届出印
預金者名 (口座名義)	フリガナ オオギ タロウ 仰木 太郎		
指定預金口座	金融機関名 銀行 滋賀 支店 仰木 預金種目・口座番号 1. 普通 2. 当座 農協 仰木 支所 出張所 1 2 3 4 5 6 信用金庫		
支払日	学校が指定する日	支払金額	学校が指定する金額
振替開始時期	学校が指定する年月日	振替種目	学校が指定する学費等徴収金

記

- 預金の支払い手続きについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手の振出または総合口座通帳、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴行所定の方法で処理して下さい。
- 指定預金口座の残高が振替日において、学校の請求する金額に満たないときは、私に通知することなくその旨学校へ連絡されて異議ありません。
- 振替のつど、貴行からの領収書の発行および振替済の通知等は省略されても異議ありません。
- この預金口座振替契約は貴行が必要と認めた場合には、通知することなく解約されても異議ありません。
- 学年・組等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年・組等によって処理されても異議ありません。
- この取扱についてかりに紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

【金融機関使用欄】(取りまとめ店名) _____ (取扱店処理日) _____

- [不備返却事項]
- 預金取引なし
 - 記載事項等相違
 - 印鑑相違
 - その他(店名、預金種目、口座番号、口座名義)

検印	印鑑照合	受付

預金口座振替申込書

平成 22 年 3 月 3 日

大津市立仰木中学校長 様

預金者名 (口座名義)	フリガナ オオギ タロウ 仰木 太郎
指定預金口座	金融機関名 銀行 滋賀 支店 仰木 預金種目・口座番号 1. 普通 2. 当座 農協 仰木 支所 出張所 1 2 3 4 5 6 信用金庫
	支払日 学校が指定する日 支払金額 学校が指定する金額
振替開始時期 学校が指定する年月日 振替種目 学校が指定する学費等徴収金	
生徒の学年・組	学年 組 生徒の氏名 仰木 花子 1 1
	学年 組 生徒の氏名

・私は、学費等徴収金を上記の預金口座振替によって支払います。
 <仰木小学校・仰木の里小学校・仰木の里東小学校から入学される方にお尋ねします>

・小学校名に○をつけ、6年生の組・番号を記入してください。
 (仰木小学校 ○仰木の里小学校・仰木の里東小学校) 6年 2組 5番

・上記の口座は、小学校の口座振替に使用していた口 (はい ・ いいえ)
 座と同じですか。

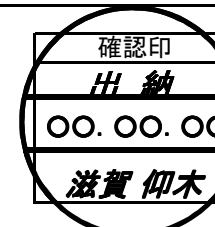
・同じ口座をご利用の場合、小学校から口座振替登録 (はい ・ いいえ)
 データを引き継ぐことを承願えますか。

保護者名 仰木 太郎

【金融機関確認欄】

金融機関名(支店名) _____

【 保護者 → 金融機関 → 保護者 → 学校 】



「学費等預金口座振替依頼書・申込書」の記入について

1.取扱金融機関に○印をしてください。

2.登録口座をご記入ください。

- 口座名義・金融機関名・支店名・預金種目・口座番号をご記入ください。
- 金融機関への届出印を押してください。

※訂正する場合は、〇〇(二重線)を引いて、金融機関の届出印を押してください。

3.生徒の学年・組・氏名をご記入ください。

4.登録口座に関する質問事項があります。
 仰木中学校区内の小学校(仰木小・仰木の里小・仰木の里東小)から入学される方はお答え下さい。
 ・小学校名に○をつけ6年生の組・番号を記入してください

← 金融機関の確認印を必ずもらってください。

学費等預金口座振替依頼書

平成 年 月 日

(取扱金融機関)

滋賀銀行・関西アーバン銀行・京都信用金庫・JALレーク大津 御中

私が、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

学校名	大津市立仰木中学校			金融機関のお届出印
預金者名 (口座名義)	フリガナ			○
指定預金口座	金融機関名 銀行 農協 信用金庫	支店名 支店 支所 出張所	預金種目・口座番号 1. 普通 ・ 2. 当座	
支払日	学校が指定する日	支払金額	学校が指定する金額	
振替開始時期	学校が指定する年月日	振替種目	学校が指定する学費等徴収金	

記

1. 預金の支払い手続きについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手の振出または総合口座通帳、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴行所定の方法で処理して下さい。
2. 指定預金口座の残高が振替日において、学校の請求する金額に満たないときは、私に通知することなくその旨学校へ連絡されて異議ありません。
3. 振替のつど、貴行からの領収書の発行および振替済の通知等は省略されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は貴行が必要と認めた場合には、通知することなく解約されても異議ありません。
5. 学年・組等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年・組等によって処理されても異議ありません。
6. この取扱についてかりに紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

【金融機関使用欄】(取りまとめ店名)

(取扱店処理日)

[不備返却事項]

1. 預金取引なし
 2. 記載事項等相違
 3. 印鑑相違
 4. その他()
- (店名、預金種目、口座番号、口座名義)

検印	印鑑照合	受付

預金口座振替申込書

平成 年 月 日

大津市立仰木中学校長 様

預金者名 (口座名義)	フリガナ		
指定預金口座	金融機関名 銀行 農協 信用金庫	支店名 支店 支所 出張所	預金種目・口座番号 1. 普通 ・ 2. 当座
支払日	学校が指定する日	支払金額	学校が指定する金額
振替開始時期	学校が指定する年月日	振替種目	学校が指定する学費等徴収金
生徒の学年・組	学年 組	生徒の氏名	フリガナ
生徒の学年・組	学年 組	生徒の氏名	フリガナ

・私は、学費等徴収金を上記の預金口座振替によって支払います。

<仰木小学校・仰木の里小学校・仰木の里東小学校から入学される方にお尋ねします>

・小学校名に○をつけ、6年生の組・番号を記入してください。
(仰木小学校 ・ 仰木の里小学校 ・ 仰木の里東小学校) 6年 組 番

・上記の口座は、小学校の口座振替に使用していた口座 (はい ・ いいえ)
と同じですか。

・同じ口座をご利用の場合、小学校から口座振替登録 (はい ・ いいえ)
データを引き継ぐことを了承願えますか。

保護者名

【金融機関確認欄】

確認印

金融機関名(支店名)

【 保護者 → 金融機関 → 保護者 → 学校 】

13 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）とは、生徒が旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

（1）使用目的の範囲

使用目的の範囲は、原則として次の目的をもって旅行する必要がある認められる場合に限り、発行することができます。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 正課の教育活動
- ③ 正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療
- ⑦ 保護者の旅行への随行

（2）使用対象となる鉄道会社

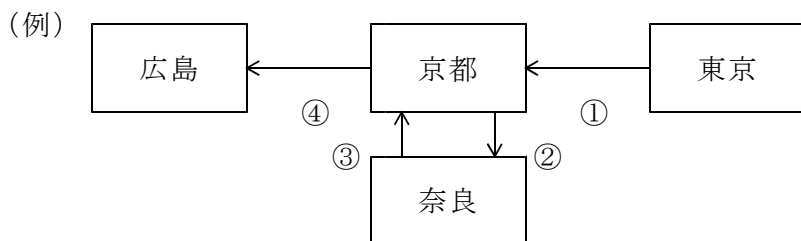
学割証はJR各社が自社の利用に関して発行しているものですので、JR各のみが対象です。（他の鉄道会社については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口にご確認ください。）

（3）その他

学割証は普通乗車券を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入には利用いただけません。学割証の有効期限は、発行から3ヶ月です。また、卒業する生徒に対しての有効期限は3ヶ月ではなく、在籍期間の終期までになりますのでご注意ください。

- ① 「往復乗車券」を購入する場合は、「発行願」は1枚で済みます。
- ② 「連続乗車券」とは、区間の一部が重複する場合、または乗車区間が一周を超えた場合等に片道乗車券を連続させた乗車券のことです。

例えば東京から広島に行く際に、奈良に寄る場合、京都～奈良間が重複するため、「東京～奈良」＋「奈良～広島」という連続乗車券が発売され、有効期間や運賃はそれぞれの区間を片道乗車券で計算した期間や金額の合算となります。これにより前述の場合でも「発行願」は1枚で済みます。



- ③ 担当者(事務)が出張等で不在の場合もありますので、余裕を持って申請してください。（割引証の必要な日の1週間前までには「発行願」を提出してください。）
- ④ その他不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

学校学生生徒旅客運賃割引証発行願

No. _____

記入例

平成23年6月16日

大津市立仰木中学校長 様

(3年 1組) 生徒氏名 〇〇 〇〇 (14才)

保護者氏名 〇〇 △△ (印)

下記の理由により学校学生生徒旅客運賃割引証が必要なため、発行して下さいますようお願い致します。

記

1. 理由 由 ① 帰省 ② 正課教育活動 ③ 課外教育活動
④ 受験 ⑤ 見学・行事 ⑥ 傷病治療
⑦ 保護者旅行への随行

2. 乗車区間 おごと温泉 駅から _____ 經由
東京 駅まで

3. 乗車券の種類 ①片道 ②往復 ③連続 ④周遊

4. 期間 平成23年7月28日から
平成23年7月31日まで

5. 身分証明書番号 1 2 3 4

6. 発行希望枚数 1 枚 (原則として一人1枚とする)

7. 同伴者氏名 〇〇 △△ 続柄 父

注意事項

*割引証の必要な日の1週間前までには事務室まで提出すること。(「きらきら仰木中」P26 記入例参照)

*片道100km以上の区間を利用する場合に発行(1枚で往復分買えます。)

切符の有効日数 100km / 101～200km / 201～400km / 401～600km / 601～800km

(往復は2倍) 1日 2日 3日 4日 5日

*ボールペンかインクで記入してください。

◎申請用紙はP34にあります。

14 緊急連絡等の携帯電話メールによる配信システムについて

本校では、大津市が実施する行政や防災の情報をリアルタイムで市民の携帯電話に届ける無料メール配信サービスを利用し、登録されました保護者様の携帯電話に本校からの緊急連絡を一斉送信することができるようにしています。

(1) 配信内容

- | | |
|--------|--|
| 全校一斉送信 | ・不審者情報
・臨時休業、早退措置（暴風を伴う警報発令時等）
・学校行事（体育祭等）の延期、中止連絡 |
| 学年一斉送信 | ・校外学習等の延期、中止連絡
・学級・学年閉鎖、早退措置連絡（流感等の流行による） |

(2) 注意事項

- ① 登録は無料ですが、登録・削除・メール受信にかかる通信料はご負担いただきます。
- ② このメールは情報発信のみで、きたメールアドレスに対して返信はできません。
- ③ メールアドレスを変更された場合、必ず再登録をお願いします。
- ④ 利用する通信事業者のシステムや利用者の電波状態等の条件によって、着信に傷害が発生する場合があります。
- ⑤ 個人情報について登録された情報は、メール配信目的以外に使用することはありません。また、登録時の情報はSSL通信により暗号化して送信されます。
- ⑥ セキュリティの低い端末など一部登録ができない携帯電話があります。
* 詳細は、大津市公式ウェブサイトのトップページから「メール配信」のページ <http://www2.city.otsu.shiga.jp/haishin/> (★)に入れますので、ご覧ください。
- ⑦ 本校のメール配信に登録されたアドレスは、毎年年度末の3月に削除させていただきます。毎年の登録が必要です。

(3) 登録方法

- ① 迷惑メール対策として、携帯電話のドメイン指定受信、アドレス指定受信を設定されている方は、『wbi.jp』が受信できるように、再設定してください。（詳細は上記★参照）
- ② 新年度が始まり、登録用の空メール配信の宛先となるメールアドレス（毎年、変わります）が決定しましたら、保護者様向けの登録案内（プリント）を配布させていただきますので、登録をお願いします。

(4) よくあるお問い合わせ

本校からのメール配信は、『mailbuilder@wbi.jp』というアドレスで送信されます。これは大津市メール配信システム共通の送信元です。ご使用の携帯電話で、その年度にすでに大津市内の他の学校や施設等のメール配信に登録されて、しかもその送信元をその他の学校や施設の名前で携帯電話に登録（記憶）されている場合、仰木中学校のメール配信の登録手続き完了後に届く「登録確認メール」が他の学校や施設の名前で届き、「仰木中学校のメール配信を申し込んだのに、小学校から登録確認メールがきた！」と誤解されることがあります。2校以上のメール配信を登録される方は、ある一つの学校名でご使用の携帯電話に登録（記憶）されないことをお奨めするとともに、メールの内容を十分ご確認ください。

<警報発令に伴う非常措置について>

午前7時において、**暴風警報が発令中**の場合は、臨時休業になります。暴風警報の発令をもって臨時休業の指示に代えます。テレビやラジオのニュースで確認してください。（大雨、洪水、大雪等の警報が発令されても、それだけでは臨時休業にはなりません。）

15 就学援助費、特別支援教育就学奨励費について

(1) 就学援助費

大津市教育委員会では、市内国公立小中学校に就学されているお子様や、4月から新1年生のお子様のご家庭で経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に、就学援助費受給の申請を受け付けています。

① 受給できる世帯の目安

例 (平成22年度の資料より抜粋)	
1	父35歳・母30歳 子ども6歳(新小学1年)・子ども2歳 世帯の総収入額(給与所得控除前の額)約4,300,000円の4人世帯
2	祖父69歳・祖母68歳 父45歳・母41歳 子ども12歳(新中学1年) 世帯の総収入額(給与所得控除前の額)約5,300,000円の5人世帯

上記の例は目安としてお考えいただくもので、認定されるか否かは、申請内容(前年分の収入、家族構成、年齢、社会保険料、家賃)をもとに定められた基準により個別に審査されます。

なお、年度ごとの審査ですので、前年度に受給されていた方でも新年度には認定されない場合もあります。

また、生活保護の教育扶助を受給中の方は、対象になりません。

② 給付内容

- ・学用品費(定額)
- ・新入学学用品費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費 など

その他、学校で治療のお勧めが出た病気(むし歯等)に限り医療券をお使いいただけます。(すべての病気に使えるとは限りません。)

③ 申請について

- ・当初申請期間(例年2月中旬から1ヶ月間)前に、お知らせ文書が配布されます。
- ・申請書交付及び受付場所
大津市教育委員会事務局学校教育課(市役所別館2階)、最寄りの各支所
在籍している学校
- ・平成22年度に受給されていた方も再度申請が必要です。

*詳細は、大津市教育委員会事務局学校教育課(電話528-2633)にお問い合わせください。

(2) 特別支援教育就学奨励について

大津市教育委員会では、市内小中学校の特別支援学級に在籍している子どもがいる家庭に対して、就学援助費または特別支援教育就学奨励費を給付しています。就学援助費受給には所得制限がありますが、特別支援教育奨励費には所得制限はありません。

申請についての関係書類は、毎年4月に学校よりお渡しします。

*詳細は、大津市教育委員会事務局学校教育課(電話528-2633)にお問い合わせください。

16 教室配置図

17 仰木中学校校内記録一覧

() は年度

【男子】

1 年

2 年

3 年

100m	立花大佑(02) 13"0	西村克己(97) 12"4 立花大佑(03)	辻 竜平(03) 12"1
200m	立花大佑(02) 27"9	西村克己(97) 26"2	富田忠晃(98) 25"7
400m	松田悠佑(04) 63"4	松田悠佑(05) 59"6	松田悠佑(06) 57"9
1500m	澗本 稔(98) 5' 09"1	松田康佑(05) 4' 50"5	松田康佑(06) 4' 44"6
80mH	浦川拓也(98) 13"1	四宮健多(01) 12" 1	浦田弘志(05) 11"5
4×200mR	大藪、伊藤(5組) 1' 59"3 上田、大塚 (97)	梅野、大藪(1組) 1' 53"5 大塚、小鍵 (98)	井福、柏原(5組) 1' 49"80 棚座、三野 (09)
* 走幅跳び	伊藤周作(95) 4m41cm 岡本友輔(96)	小林健人(09) 4m90cm (選択体育で公認)	安井雅裕(08) 5m12cm (選択体育で公認)
* ハンドボール 投げ	上田宣之(98) 27m68cm	安井雅裕(07) 37m65cm (選択体育で公認)	井福友宏(09) 37m02cm (選択体育で公認)

【女子】

1 年

2 年

3 年

100m	川村 咲(03) 14"2 上村英恵(09)	川村 咲(04) 14"2	川村 咲(05) 14"5
200m	井上陽子(98) 31"8	加奈川友絵(97) 31"3	林 亮子(99) 31"8
800m	壺井亜美(06) 2' 32"2	壺井亜美 (07) 2' 36"3	清水優花(04) 2' 34"5
80mH	横峯沙矢加(98) 14"0	加奈川晴香(99) 14"0	加奈川晴香(00) 13"9
4×100mR	福田、太田(6組) 1' 00"5 中谷、川村(03)	山本、太田(4組) 59"5 中谷、川村(04)	太田、川村(1組) 1' 00"6 宮垣、山本(05)
* 走幅跳び	上坂裕子(95) 3m82cm	上坂裕子(96) 3m84cm	谷口智美(98) 3m99cm
* ハンドボール 投げ	今井睦美(98) 20m19cm	平田夏子(09) 22m00cm (選択体育で公認)	仙波順子(98) 22m17cm

* 印の種目は、1999年度以降体育祭では実施していません。

18 諸届け様式

感染症による出席停止について

下記の病気で学校を欠席する場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとなります。これらの病気は、感染しやすい伝染病とされていますので、必ず主治医に診断を受け、登校を許可されてから登校するようにしてください。診断を受けたら、学校に連絡をしてください。また、後日「感染症に伴う欠席届」の用紙に必要事項を記入の上、担任までご提出ください。

疾病名	潜伏期間	主な症状	出席停止期間
インフルエンザ	1～2日	39℃前後の高熱、頭痛、関節痛、のどの痛み、咳などの症状が急激に出る。	解熱後2日を経過するまで
百日咳	6～15日	咳き込んだ後、ヒューという笛を吹くような音をたてて息を吸うという特有の咳が特徴。連続性、発作性の咳が長期にわたって続く。	特有の咳が消失するまで
麻疹	10～12日	結膜炎、くしゃみ、鼻水などとともにコプリック斑がみられる。再び高熱とともに赤い発疹が出る。	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	14～24日	片側、または両側の耳下腺の腫れ、顎下腺の腫れを伴うこともある。	耳下腺の腫張が消失するまで
風疹	14～24日	発熱と同時に発疹が出て、リンパ節(頸部・耳の後部)の腫張と圧痛を伴う。	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘	11～20日	全身に水疱を伴う小さな発疹が出て、発熱。発疹はかさぶたへと変化する。	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	5～6日	高熱が出て、結膜炎、のどやリンパ節の腫れを伴う。	主要症状消失後、2日を経過するまで
結核	一様ではない	2週間以上続く咳や熱などを主とした全身症状が見られる。	伝染のおそれがないと認められるまで

----- き り と り -----

感染症に伴う 欠席届

平成 年 月 日
 大津市立仰木中学校校長 殿
 年 組
 生徒氏名 _____
 保護者氏名 _____

医師より下記の通り診断されましたので報告します。

記

診断を受けた病名(○で囲んでください)

インフルエンザ	百日咳	麻疹	水痘
流行性耳下腺炎	咽頭結膜熱	風疹	結核
その他 ()			

学校を休んだ期間 月 日 ～ 月 日
 受診した医療機関名 ()

家庭と学校の連絡用紙

以下の用紙に必要事項を書き込んで、担任に連絡をお願いします。コピーして、ご活用ください。

<記入例>

() 年 () 組 生徒氏名 ()

月 日	遅刻、早退、見学	事 項	保護者印	担任印
7月2日	体育を見学	足にけがをしているので、水泳を見学させてください。	印	

* 生徒本人が、体育の先生に手渡す。 体育の先生は担任へ。

----- キリトリ -----
() 年 () 組 生徒氏名 ()

月 日	遅刻、早退、見学	事 項	保護者印	担任印

----- キリトリ -----
() 年 () 組 生徒氏名 ()

月 日	遅刻、早退、見学	事 項	保護者印	担任印

----- キリトリ -----
() 年 () 組 生徒氏名 ()

月 日	遅刻、早退、見学	事 項	保護者印	担任印

----- キリトリ -----
() 年 () 組 生徒氏名 ()

月 日	遅刻、早退、見学	事 項	保護者印	担任印

仰木中学校

欠席・遅刻・早退連絡用紙（ファックス）

FAX番号 077-574-3206

* 必ず、保護者でご記入ください。

() 月 () 日 () 曜日

() 年 () 組

生徒氏名 ()

保護者〔記入者〕氏名 ()

連絡内容（該当項目に○を）

欠席連絡 ・ 遅刻連絡 ・ 早退連絡

理由（症状等、詳しくご記入ください）

ファックスでの欠席連絡の時間帯を午前7時より午前8時10分とします。

コピーして、ご使用ください。なお、仰木中学校のホームページでダウンロードできます。印刷してご活用ください。

仰木中学校ホームページ <http://www.otsu.ed.jp/ogi-j/>

学校学生生徒旅客運賃割引証発行願

No. _____

平成 年 月 日

大津市立仰木中学校長 様

(年 組) 生徒氏名 _____ (才)

保護者氏名 _____ (印)

下記の理由により学校学生生徒旅客運賃割引証が必要なため、発行して下さいますようお願い致します。

記

1. 理由 ① 帰省 ② 正課教育活動 ③ 課外教育活動
④ 受験 ⑤ 見学・行事 ⑥ 傷病治療
⑦ 保護者旅行への随行

2. 乗車区間 _____ 駅から _____ 経由 _____ 駅まで

3. 乗車券の種類 ①片道 ②往復 ③連続 ④周遊

4. 期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

5. 身分証明書番号 _____

6. 発行希望枚数 _____ 枚 (原則として一人1枚とする)

7. 同伴者氏名 _____ 続柄 _____

注意事項

*割引証の必要な日の1週間前までには事務室に提出すること。(「きらきら仰木中」P26 記入例参照)

*片道100km以上の区間を利用する場合に発行(1枚で往復分買えます。)

切符の有効日数 100km / 101~200km / 201~400km / 401~600km / 601~800km

(往復は2倍) 1日 2日 3日 4日 5日

*ボールペンかインクで記入してください。



大津市立仰木中学校

〒 520-0246

滋賀県大津市仰木の里五丁目 1 番 1 号

TEL 077 (574) 3204 Fax077 (574) 3206

HP <http://www.otsu.ed.jp/ogi-j/>

1 年	組	番	名前
2 年	組	番	
3 年	組	番	

*この冊子は、3年間使用します。大切に保存ください。